平成２０年（フ）第１３８号
山梨県甲府市長松寺町６番２号
破産者　株式会社コミヤマ工業
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
長野県飯山市南町33番地３
破産者　有限会社石澤商事
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
長野県飯田市松尾代田1860番地１
破産者　佐々木水引工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７５２号
大阪府富田林市須賀１丁目32番10号
破産者　池田佐代子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３２号
堺市西区鳳東町６丁602番地１―207号
破産者　有限会社アドニスケアセンター
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４号
長崎県対馬市厳原町南室78番地１
破産者　樋口　正剛
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第５号
長崎県対馬市厳原町国分1349番地３
破産者　樋口　一正
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２５７号
北海道瀬棚郡今金町字神丘581番地の14
破産者　佐藤　　覺
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２８５号
函館市湯浜町８番13号　下宿ほおずき
破産者　葛西　秀則
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
秋田市広面字碇81番地１　コーポ石川208号、前住所秋田県男鹿市北浦湯本字草木原１番地７
破産者　鈴木　ヨシ
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３号
山形県鶴岡市平京田字屋敷廻178番地２　カーサココメロ101、前住所山形県酒田市錦町５丁目67番地の64
破産者　佐藤　紘一
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第６７号
福島県郡山市池ノ台16番21号
破産者　柏原　敏昭
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１８６９号
川崎市麻生区高石５丁目17番９号
破産者　山火　正人
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５５２号
横浜市港南区芹が谷２丁目23番９―46号
破産者　小日山松夫
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２５８号
横浜市西区元久保町９番24号
破産者　岩永　篤茂
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９５号
横浜市青葉区美しが丘１丁目18番地　たまプラーザ団地３―７棟406号
破産者　北上田英樹
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０号
神奈川県足柄上郡中井町半分形38番地16　アネストハイムＮ201、前住所神奈川県小田原市中里419番地の22
破産者　佐々木　学
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２５号
長野県上水内郡飯綱町倉井3901―３、住民票上の住所長野県飯山市南町33番地３
破産者　石澤　宣夫
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
大阪府茨木市星見町４番５号　ルイシャンス１―701号、開始決定時の住所長野県飯田市松尾代田1860番地
破産者　佐々木寿夫
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部